

**\* 免許停止処分**

過去 3 年以内の 運転免許の 停止などの回数	免許の停止期間					
	30 日	60 日	90 日	120 日	150 日	180 日
0 回	6～8 点	9～11 点	12～14 点			
1 回		4～5 点	6～7 点	8～9 点		
2 回			2 点	3 点	4 点	
3 回				2 点	3 点	
4 回以上					2 点	3 点

欠格期間とは免許の試験を受けることのできない期間をいいます。（ただし仮免許を除きます。）

免許取消歴保有者とは過去に違反行為、重大違反そのおかし等又は道路外致死傷を理由として免許の取消・拒否・事後取消し又は6か月を超える期間の自動車等の運転禁止を受けた場合をいいます。

軽微な交通違反（1点，2点，3点）を繰り返し、累積点数が6点（交通事故の場合は1回で6点を含む）になり違反者講習を受講したときには、その後の違反は合算されず又前歴とはなりません。

未受講者は、処分を受けることとなり短縮講習の受講はできません。

例えば、以前に一回運転免許の停止を受けたことがあると、

合計点数が4点で停止、10点で取消しになります。

また、欠格期間中または欠格期間が終了後5年以内に再び免許の取消し処分等を受けた時は、欠格期間が2年延長されます。

運転免許の拒否、保留について

免許証の交付を受ける前に交通違反をしたり、交通事故を起こしたりすると、免許が受けられなかったり、一定期間免許証の交付が保留されることがあります